

令和 3 年 (2021 年) 9 月 7 日

一般社団法人山口県医師会会長 様

山口県健康福祉部医療政策課長

医療施設等施設・設備整備事業補助金等に係る事業計画書の提出について

このことについて、令和 4 年度県予算の編成に当たり、下記により事業計画を募集しますので、貴会会員各位（診療所のみ）へ周知されますようお願いいたします。

記

1 対象事業及び提出方法

別添「医療施設等**施設**整備事業一覧表」及び「医療施設等**設備**整備事業一覧表」の事業について、

- ・令和 4 年度に補助要望がある場合は、**別紙 1～4**により
- ・令和 5 年度以降に補助要望がある場合は、**別紙 5**により

**令和 3 年 9 月 29 日 (水)** までに医療政策課あて提出してください。

なお、施設整備を検討している案件があるものの補助要望に至らない場合は、今後の施設・設備整備事業を検討する上での参考としたいので、その状況を「事業に関する意見等」として**別紙 6**により併せて提出してください。

2 参考資料

各整備事業の概要については、「医療提供体制施設整備交付金交付要綱」、「医療施設等施設整備費補助金交付要綱」及び「山口県地域医療介護総合確保基金関連施設・設備整備事業概要」を参照してください。

ただし、これらの要綱は令和 3 年度の要綱等であり、令和 4 年度については、今後、**事業の廃止・変更がされる可能性もあります。**

### 3 留意事項

別紙様式および各種交付要綱等につきましては、県ホームページ（以下URL）からダウンロードしてください。インターネットに接続できない等により、紙媒体が必要な場合は、担当までご連絡ください。

(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/kouhuyoukou/koufuyoukou.html>)

(1) 提出に当たっては、次の点に注意してください。

ア 今後、補助事業自体が廃止される可能性があること。

イ 補助基準単価、補助率等についても、今後変更があり得ること。

ウ 補助基準額及び建築基準単価等については、上記2の要綱を参照すること。

エ 上記提出期限後に要望を提出した場合、当初予算での対応は困難であること。また、厳しい県の財政状況に鑑み、すべての要望に対して予算対応できない可能性があること。

オ 令和4年度補助事業に係る今後の照会等は、今回の要望を提出した者に対してのみ行う予定であること。

カ 「医療提供体制施設整備交付金」については、市町が設置する診療所は補助対象とならないこと。

キ 事前着手した事業については、補助対象とならないこと。

(2) 本照会に係る質問は、できる限り電子メール又はFAXでお願いします。

(3) 提出資料は担当あて電子メールまたはFAXで提出願います。

医療企画班

担 当：大熊

T E L：083-933-2924

F A X：083-933-2829

E-Mail：ohkuma.aya

@pref.yamaguchi.lg.jp

医療施設等 施設 整備事業一覧表

NO	補助金等	事業名	補助先			事業の内容	県担当課(班)	補助率(※)		
			公立	公的	民間			計 a	うち 国庫 b	うち 県費 c
1	山口県地域医療介護総合確保基金	医療機能分化連携推進事業(急性期施設整備)	○	○	○	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な施設の整備	医療政策課 医療企画班	1/2		
2	山口県地域医療介護総合確保基金	医療機能分化連携推進事業(回復期施設整備)	○	○	○	既存病床から回復期病床への転換を図るために必要な施設の整備	医療政策課 医療企画班	1/2		
3	山口県地域医療介護総合確保基金	がん診療施設		○	○	がん医療に資する施設の整備	医療政策課 医療対策班	0.33		
4	医療施設等施設整備補助金	へき地診療所	○	○	○	へき地診療所の施設整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
5	医療施設等施設整備補助金	過疎地域等特定診療所	○			過疎地域等特定診療所の施設整備	医療政策課 医師確保対策班	3/4	1/2	1/4
6	医療施設等施設整備補助金	へき地保健指導所	○			へき地保健指導所の新築	医療政策課 医師確保対策班	1/3	1/3	
7	医療施設等施設整備補助金	研修医研修施設			○	研修棟の施設整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
8	医療施設等施設整備補助金	臨床研修病院			○	臨床研修病院の外來診療棟の施設整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
9	医療施設等施設整備補助金	へき地医療拠点病院	○	○	○	へき地医療拠点病院の整備	医療政策課 医師確保対策班	1	1/2	1/2
10	医療施設等施設整備補助金	医師臨床研修病院研修医環境整備			○	医師臨床研修病院の研修医の環境を整備	医療政策課 医師確保対策班	2/3	1/3	1/3
11	医療施設等施設整備補助金	離島等患者宿泊施設	○	○	○	離島等患者の宿泊施設の整備	医療政策課 医師確保対策班	2/3	1/3	1/3
12	医療施設等施設整備補助金	産科医療機関施設	○	○	○	産科医療機関施設の施設整備	医療政策課 医療対策班	1/2	1/2	
13	医療施設等施設整備補助金	分娩取扱施設	○	○	○	分娩取扱施設の施設整備	医療政策課 医療対策班	1/2	1/2	
14	医療施設等施設整備補助金	死亡時画像診断システム等施設	○	○	○	死亡時画像診断の実施に係る施設整備	医療政策課 医療企画班	1/2	1/2	
15	医療施設等施設整備補助金	有床診療所等スプリングラー等施設	○	○	○	スプリングラー等の整備	医務保険課 医療指導班	1/2	1/2	
16	医療施設等施設整備補助金	南海トラフ地震津波避難対策	○	○	○	へき地医療拠点病院・へき地診療所の移転新築等	医療政策課 医療企画班	1/2	1/2	
17	医療施設等施設整備補助金	院内感染対策施設			○	院内感染対策施設の整備	医務保険課 医療指導班	1/3	1/3	
18	医療施設等施設整備補助金	医療施設ブロック塀改修等施設	○	○	○	ブロック塀の改修等	医務保険課 医療指導班	1/3	1/3	
19	医療提供体制施設整備交付金	休日夜間急患センター		○	○	休日夜間急患センターの施設整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
20	医療提供体制施設整備交付金	病院群輪番制・共同利用型病院		○	○	病院群輪番制・共同利用型病院の施設整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
21	医療提供体制施設整備交付金	救急ヘリポート		○	○	管制塔病院へのヘリポートの整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
22	医療提供体制施設整備交付金	救命救急センター		○	○	救命救急センターの施設整備(ヘリポート、CCU等)	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
23	医療提供体制施設整備交付金	小児救急医療拠点病院		○	○	小児救急医療拠点病院の施設整備	医療政策課 医療対策班	0.33	0.33	
24	医療提供体制施設整備交付金	小児初期救急センター		○	○	小児初期救急センターの施設整備	医療政策課 医療対策班	0.33	0.33	
25	医療提供体制施設整備交付金	小児集中治療室		○	○	小児集中治療室の施設整備	医療政策課 医療対策班	0.33	0.33	
26	医療提供体制施設整備交付金	小児医療施設		○	○	小児医療施設の施設整備	医療政策課 医療対策班	0.33	0.33	
27	医療提供体制施設整備交付金	周産期医療施設		○	○	母胎・胎児集中管理室の施設整備	医療政策課 医療対策班	0.33	0.33	
28	医療提供体制施設整備交付金	地域療育支援施設		○	○	地域療育支援施設の整備	こども政策課 保育・母子保健班	0.50	0.50	
29	医療提供体制施設整備交付金	共同利用施設			○	地域医療支援病院等の整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
30	医療提供体制施設整備交付金	医療施設近代化施設(精神病棟)		○	○	建替え・増改築に際し、病床を削減しつつ療養環境を整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	

## 医療施設等 施設 整備事業一覧表

NO	補助金等	事業名	補助先			事業の内容	県担当課(班)	補助率(※)		
			公立	公的	民間			計 a	うち 国庫 b	うち 県費 c
31	医療提供体制施設整備交付金	医療施設近代化施設(結核病棟)		○	○	建替え・増改築に際し、病床を削減しつつ療養環境を整備	健康増進課 感染症班	0.33	0.33	
32	医療提供体制施設整備交付金	医療施設近代化施設(診療所)		○	○	承継に伴う診療所の整備(指定地域のみ)	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
33	医療提供体制施設整備交付金	医療施設近代化施設(療養環境改善)		○	○	病院・診療所における療養病床の療養環境改善のための整備(機能訓練室、食堂、浴室)	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
34	医療提供体制施設整備交付金	医療施設近代化施設(介護)		○	○	既存の病院若しくは有床診療所の病床を削減・廃止し、老健施設を整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
35	医療提供体制施設整備交付金	基幹災害拠点病院		○	○	基幹災害拠点病院の整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
						(耐震化に伴う補強が必要と認められる場合)		0.50	0.50	
36	医療提供体制施設整備交付金	地域災害拠点病院		○	○	地域災害拠点病院の整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
						(耐震化に伴う補強が必要と認められる場合)		0.50	0.50	
37	医療提供体制施設整備交付金	災害拠点精神科病院		○	○	災害拠点精神科病院の整備	健康増進課 精神・難病班	0.33	0.33	
						(耐震化に伴う補強が必要と認められる場合)		0.50	0.50	
38	医療提供体制施設整備交付金	腎移植施設		○	○	腎移植施設における無菌手術室の整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
39	医療提供体制施設整備交付金	特殊病室施設		○	○	骨髄移植施設における無菌室の整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
40	医療提供体制施設整備交付金	肝移植施設		○	○	肝移植施設における無菌手術室の整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
41	医療提供体制施設整備交付金	治験施設			○	治験施設における専門外来・管理部門の施設整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
42	医療提供体制施設整備交付金	特定地域病院施設		○	○	大規模地震指定地域病院の整備	医療政策課 医療企画班	※0.33	※0.33	
43	医療提供体制施設整備交付金	医療施設土砂災害防止施設		○	○	医療施設の土砂災害防止施設の整備	医療政策課 医療企画班	※0.33	※0.33	
44	医療提供体制施設整備交付金	医療施設等耐震整備(二次救急病院)			○	医療施設の耐震化の整備(第二次救急医療施設等)	医療政策課 医療企画班	※0.50	※0.50	
45	医療提供体制施設整備交付金	医療施設等耐震整備(病院)		○	○	医療施設の耐震化の整備(Is値が0.3未満の建物を有する病院)※新築建替は病床削減が必要	医療政策課 医療企画班	※0.50	※0.50	
46	医療提供体制施設整備交付金	医療施設等耐震整備(看護学校)			○	医療施設の耐震化の整備(看護師等養成所)	医療政策課 看護指導班	※0.50	※0.50	
47	医療提供体制施設整備交付金	南海トラフ地震津波避難対策		○	○	施設の移転新築等	医療政策課 医療企画班	※0.33	※0.33	
48	医療提供体制施設整備交付金	アスベスト除去等整備		○	○	アスベスト除去等の整備	医務保険課 医療指導班	※0.33	※0.33	
49	医療提供体制施設整備交付金	医療機器管理室施設			○	医療機器管理室の整備	医療政策課 医療企画班	※0.33	※0.33	
50	医療提供体制施設整備交付金	地球温暖化対策施設		○	○	地球温暖化対策に資する施設の整備	医療政策課 医療企画班	※0.33	※0.33	
51	医療提供体制施設整備交付金	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		○	○	看護師の特定行為研修を行う学校、病院等の整備	医療政策課 看護指導班	※0.50	※0.50	
52	医療提供体制施設整備交付金	地域拠点歯科診療所施設整備事業		○	○	地域拠点歯科診療所の整備	健康増進課 健康づくり班	0.50	0.50	
53	医療提供体制施設整備交付金	非常用自家発電設備及び給水設備		○	○	非常用自家発電設備及び給水設備の整備	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
54	医療提供体制施設整備交付金	医療施設浸水対策		○	○	医療機関の浸水対策	医療政策課 医療企画班	0.33	0.33	
55	山口県地域医療介護総合確保基金	院内助産所・助産師外来		○	○	院内助産所等の開設又は既存の院内助産所等の改修	医療政策課 医療対策班	1/3		

※ 補助先について、「公立」は市町、市町立病院及び地方独立行政法人、「公的」は公的病院、「民間」はそれ以外(民間病院等)

※ 国庫補助事業の補助率については、国要綱上の一例を記載(県要綱の規定によりこれを下回る場合がある)

※ 補助率で「※0.33」等とされている事業は、下記にあてはまる場合、更に調整率(0.95)をかけた率となる(調整前0.33→調整後0.3135、調整前0.50→調整後0.475)  
(圏域毎の既存病床数(前年度3月末時点)が医療計画上の基準病床数に対して105%以上となる場合)

医療施設等 設備 整備事業一覧表

NO	補助金等	事業名	補助先			事業の内容	県担当課(班)	補助率(※)		
			公立	公的	民間			計 a	うち 国庫 b	うち 県費 c
1	山口県地域医療介護総合確保基金	医療機能分化連携推進事業(急性期設備整備)	○	○	○	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な設備の整備	医療政策課 医療企画班	1/2		
2	山口県地域医療介護総合確保基金	医療機能分化連携推進事業(回復期設備整備)	○	○	○	既存病床から回復期病床への転換を図るために必要な設備の整備	医療政策課 医療企画班	1/2		
3	山口県地域医療介護総合確保基金	院内助産所・助産師外来		○	○	院内助産所・助産師外来として必要な医療機器等の整備	医療政策課 医療対策班	1/2		
4	山口県地域医療介護総合確保基金	がん診療施設		○	○	がん医療体制の充実のための医療機器・検査機器の整備	医療政策課 医療対策班	1/3		
5	医療施設等設備整備補助金	へき地診療所	○	○	○	へき地診療所の医療機器整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
6	医療施設等設備整備補助金	へき地患者輸送車(艇)	○	○		へき地患者輸送車(艇)及び搭載医療機器の整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
					○			1	1/2	1/2
7	医療施設等設備整備補助金	へき地巡回診療車(船)	○	○		へき地巡回診療車(船)及び搭載医療機器の整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
					○			1	1/2	1/2
8	医療施設等設備整備補助金	離島歯科巡回診療用設備	県			離島歯科巡回診療用設備の整備	健康増進課 健康づくり班	1/2	1/2	
9	医療施設等設備整備補助金	過疎地域等特定診療所	○			過疎地域等特定診療所の医療機器の整備	医療政策課 医師確保対策班	3/4	1/2	1/4
10	医療施設等設備整備補助金	へき地保健指導所	○			保健師用自動車の整備	医療政策課 医師確保対策班	1/3	1/3	
11	医療施設等設備整備補助金	へき地医療拠点病院	○	○	○	へき地医療拠点病院の医療機器整備	医療政策課 医師確保対策班	1	1/2	1/2
12	医療施設等設備整備補助金	遠隔医療設備	○	○	○	遠隔医療に必要な通信機器等の整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
13	医療施設等設備整備補助金	臨床研修病院支援システム		○	○	臨床研修病院支援システムの整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
14	医療施設等設備整備補助金	へき地・離島診療支援システム	○	○	○	へき地・離島診療支援システムの整備	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
15	医療施設等設備整備補助金	離島等患者宿泊施設設備	○	○	○	離島等患者宿泊施設の整備(初度整備)	医療政策課 医師確保対策班	2/3	1/3	1/3
16	医療施設等設備整備補助金	産科医療機関	○	○	○	産科医療機関の医療機器整備	医療政策課 医療対策班	1/2	1/2	
17	医療施設等設備整備補助金	分娩取扱施設	○	○	○	分娩取扱施設の医療機器整備	医療政策課 医療対策班	1/2	1/2	
18	医療施設等設備整備補助金	ICTを活用した産科医師少数地域に対する妊産婦モニタリング支援設備		○	○	ICTを活用した産科医師少数地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備	医療政策課 医療対策班	1/2	1/2	
19	医療施設等設備整備補助金	死亡時画像診断システム	○	○	○	死亡時画像診断の実施に必要な医療機器の整備	医療政策課 医療企画班	1/2	1/2	
20	医療施設等設備整備補助金	医師不足地域における若手医師等のキャリア形成支援設備	○	○	○	医師不足地域における若手医師等のキャリア形成支援の実施に必要な備品・情報通信機器の整備	医療政策課 医師確保対策班	1	1/2	1/2
21	医療施設等設備整備補助金	実践的手術手技向上研修実施機関	○	○	○	実践的手術手技向上研修実施機関の医療機器等の整備	医療政策課 医療企画班	1/2	1/2	
21	医療施設等設備整備補助金	在宅人工呼吸器使用者非常用電源	○	○	○	停電時に貸し出す簡易自家発電装置等の整備	医療政策課 医療企画班	1/2	1/2	
22	医療施設等設備整備補助金	Tele-ICU体制	○	○	○	Tele-ICU(遠隔集中治療)体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築	医療政策課 医師確保対策班	1/2	1/2	
	医療施設等設備整備補助金	災害時歯科保健医療提供体制整備		○	○	災害時に避難所等において、歯科保健活動を実施するために必要な機器の整備	健康増進課 健康づくり班	定額	定額	
23	医療提供体制推進補助金	休日夜間急患センター		○	○	休日夜間急患センターの医療機器整備	医療政策課 医療企画班	2/3	1/3	1/3
24	医療提供体制推進補助金	小児初期救急センター		○	○	小児初期救急センターの医療機器整備	医療政策課 医療対策班	2/3	1/3	1/3
25	医療提供体制推進補助金	病院群輪番制・共同利用型病院		○	○	病院群輪番制・共同利用型病院の医療機器整備(市町が行う補助事業に対する補助)	医療政策課 医療企画班	2/3	1/3	1/3
26	医療提供体制推進補助金	救命救急センター(高度含む)		○	○	救命救急センターの医療機器整備	医療政策課 医療企画班	2/3	1/3	1/3
27	医療提供体制推進補助金	小児救急医療拠点病院		○	○	小児救急医療拠点病院の医療機器整備	医療政策課 医療対策班	2/3	1/3	1/3

医療施設等 設備 整備事業一覧表

NO	補助金等	事業名	補助先			事業の内容	県担当課(班)	補助率(※)		
			公立	公的	民間			計 a	うち 国庫 b	うち 県費 c
28	医療提供体制推進補助金	小児集中治療室	○	○	○	PICUの医療機器整備	医療政策課 医療対策班	1/3	1/3	
29	医療提供体制推進補助金	小児救急遠隔医療設備	○	○	○	病院群輪番制病院等における遠隔医療設備の整備	医療政策課 医療対策班	3/4	1/2	1/4
30	医療提供体制推進補助金	小児医療施設		○	○	小児医療施設の医療機器整備	医療政策課 医療対策班	2/3	1/3	1/3
31	医療提供体制推進補助金	周産期医療施設		○	○	周産期医療施設の医療機器・ドクターカー整備	医療政策課 医療対策班	2/3	1/3	1/3
32	医療提供体制推進補助金	地域療育支援施設		○	○	地域療育支援施設の医療機器整備	こども政策課 保育・母子保健班	1/2	1/2	
33	医療提供体制推進補助金	共同利用施設(公的医療機関等)		○	○	共同利用型病院の共同利用高額医療機器の整備	医療政策課 医療企画班	1/3	1/3	
34	医療提供体制推進補助金	共同利用施設(地域医療支援病院)	○	○	○	地域医療支援病院の共同利用高額医療機器の整備	医療政策課 医療企画班	2/3	1/3	1/3
35	医療提供体制推進補助金	基幹災害拠点病院		○	○	基幹災害拠点病院の医療機器等の整備	医療政策課 医療企画班	2/3	1/3	1/3
						基幹災害拠点病院の緊急車輛・訓練用資機材の整備	医療政策課 医療企画班	1/3	1/3	
36	医療提供体制推進補助金	地域災害拠点病院		○	○	地域災害拠点病院の医療機器整備	医療政策課 医療企画班	2/3	1/3	1/3
						地域災害拠点病院の緊急車輛・訓練用資機材の整備	医療政策課 医療企画班	1/3	1/3	
37	医療提供体制推進補助金	NBC災害・テロ対策設備	○	○	○	NBC(核・生物・化学)災害・テロ対策医療設備の整備	医療政策課 医療企画班	1	1/2	1/2
38	医療提供体制推進補助金	航空搬送拠点臨時医療施設	県			航空搬送拠点臨時医療施設の医療機器整備	医療政策課 医療企画班	1/2	1/2	
39	医療提供体制推進補助金	災害拠点精神科病院	○	○	○	災害拠点精神科病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の整備	健康増進課 精神・難病班	2/3	1/3	1/3
40	医療提供体制推進補助金	医療施設非常用通信設備		○	○	災害時に傷病者等の受入れの中心となる医療機関の非常用通信設備の整備	医療政策課 医療企画班	1/3	1/3	
41	医療提供体制推進補助金	人工腎臓装置不足地域		○	○	人工腎臓装置の整備	医療政策課 医療企画班	1/3	1/3	
42	医療提供体制推進補助金	HLA検査センター		○	○	腎臓移植に伴う検査に必要な検査機器等の整備	医療政策課 医療企画班	1/2	1/2	
43	医療提供体制推進補助金	院内感染対策		○	○	院内感染の拡大防止のための消毒機器整備	医務保険課 医療指導班	2/3	1/3	1/3
44	医療提供体制推進補助金	環境調整室	県			クリーンルーム、ヘモグロビン測定器等の整備	医療政策課 医療企画班	1/3	1/3	
45	医療提供体制推進補助金	内視鏡訓練施設		○	○	内視鏡手術の研修に必要な機器の整備	医療政策課 医療企画班	1	1/2	1/2
46	医療提供体制推進補助金	医療機関アクセス支援車	○			医療機関のある地域へ運行するバス等の整備	医療政策課 医療企画班	2/3	1/3	1/3

※ 補助先について、「公立」は市町、市町立病院及び地方独立行政法人、「公的」は公的病院、「民間」はそれ以外(民間病院等)

※ 国庫補助事業の補助率については、国要綱上の一例を記載(県要綱の規定によりこれを下回る場合がある)

## 山口県地域医療介護総合確保基金関連施設・設備整備事業概要

院内助産所・助産師外来整備事業（施設分・設備分）

がん診療施設施設・設備整備事業

医療機能分化連携推進事業（回復期施設・設備、

急性期施設・設備整備）

\*R3.9.1時点

## 院内助産所・助産師外来整備支援事業

### 1 対象事業

院内助産所・助産師外来の開設・改修のための施設整備事業、医療機器購入に係る設備整備事業

### 2 対象事業者

産科又は産婦人科を有する病院、診療所  
ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く

### 3 交付額の算定方法

別表の第1欄に掲げる事業区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額に、第4欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率								
施設整備	<p>基準面積 30 m<sup>2</sup>に下記構造別単価を乗じて得た額 ただし、建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構造別</th> <th style="text-align: center;">単価 (円/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">鉄筋コンクリート</td> <td style="text-align: center;">166,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ブロック</td> <td style="text-align: center;">145,100</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造</td> <td style="text-align: center;">166,300</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	単価 (円/m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート	166,300	ブロック	145,100	木造	166,300	院内助産所・助産師外来として必要な増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	1/3
構造別	単価 (円/m <sup>2</sup> )										
鉄筋コンクリート	166,300										
ブロック	145,100										
木造	166,300										
設備整備	1か所あたり 3,919 千円	<p>院内助産所・助産師外来として必要な医療機器等の備品購入費 ただし、1品につき 10,000 円に満たない場合は対象としないものとする。</p>	1/2								

※開設及び既設を問わない

※ 補助基準は平成 25 年度まで厚生労働省補助事業として運用されていた「医療提供体制施設整備交付金」の「院内助産所・助産師外来施設整備事業」及び「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内助産所・助産師外来設備整備事業」と同じ

## がん診療施設施設・設備整備事業

### 1 対象事業

がんの診断、治療を行う病院の施設・設備整備事業

### 2 対象事業者

がん診療連携拠点病院等

ただし、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。

### 3 交付額の算定方法

(ア) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

#### 別表

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率												
施設整備	<p>基準面積 1,300 m<sup>2</sup>に次の基準単価を乗じた額</p> <p>ただし、補助対象部分の建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。</p> <p>(1) 診療棟</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構造別</th> <th style="text-align: center;">基準単価 (円/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td style="text-align: center;">245,600</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td style="text-align: center;">214,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) がん専用病棟</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構造別</th> <th style="text-align: center;">基準単価 (円/m<sup>2</sup>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄筋コンクリート</td> <td style="text-align: center;">220,000</td> </tr> <tr> <td>ブロック</td> <td style="text-align: center;">191,800</td> </tr> </tbody> </table>	構造別	基準単価 (円/m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート	245,600	ブロック	214,600	構造別	基準単価 (円/m <sup>2</sup> )	鉄筋コンクリート	220,000	ブロック	191,800	<p>がん診療施設として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>(1) 診療棟 (診察室、検査室、エックス線室、手術室、がん治療室等)</p> <p>(2) がん専用病棟 (病室、診察室、処理室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等)</p>	0.33
構造別	基準単価 (円/m <sup>2</sup> )														
鉄筋コンクリート	245,600														
ブロック	214,600														
構造別	基準単価 (円/m <sup>2</sup> )														
鉄筋コンクリート	220,000														
ブロック	191,800														
設備整備	<p>1か所当たり 32,400千円 (ただし、1品目の価格が54,000千円を超えるもので知事が認めるものについては、32,400千円を超えない範囲で加算することができる。)</p>	<p>がん診療施設として必要ながんの医療機器及び臨床検査機器等の備品購入費 ただし、1品につき100千円を下限とする。</p>	3分の1												

※ 補助基準は平成26年度まで厚生労働省補助事業として運用されていた「医療提供体制推進事業費補助金」の「がん診療施設施設整備事業」及び「がん診療施設設備整備事業」と同じ

## 医療機能分化連携推進事業（回復期施設・設備、 急性期施設・設備整備）

### 1 対象事業

#### 【回復期施設整備】

対 象	回復期病床への転換に必要な施設の増改築・改修に要する工事費等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟の増改築に伴う病室の整備</li> <li>・既存病室の改修（多床室の個室化等）</li> <li>・リハビリを行う機能訓練室の整備</li> <li>・廊下幅の拡張</li> </ul>

#### 【回復期設備整備】

対 象	リハビリを行うための治療機器や訓練機器等の導入経費
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物理療法を実施するための、超音波治療器や温浴療法用装置の導入</li> <li>・運動療法を実施するための、昇降練習用階段や平行棒、エアロバイクの導入</li> </ul>

#### 【急性期施設整備事業】

対 象	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な施設の増改築・改修に要する工事費等
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病棟の増改築に伴う救急救命室・手術室・検査室等の整備（機能集約・再編関連）</li> </ul>

#### 【急性期設備整備事業】

対 象	圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化に必要な設備整備
事業例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手術室設備や検査室設備など、急性期機能の集約・強化に必要な医療機器等の備品購入費（機能集約・再編関連）</li> </ul>

### 2 対象事業者

病床を有する医療機関

### 3 支援要件

#### （1）回復期施設・設備整備

- ・医療機関の所在する地域の地域医療構想調整会議における合意を得ること
- ・既存病床から回復期病床への転換であること
- ・転換後の回復期病床は、地域包括ケア病棟又は回復期リハビリテーション病棟として届出を行うこと
- ・事業実施以降の直近の年度の病床機能報告で、病床機能の変更を報告すること

(2) 急性期施設・設備整備

- ・医療機関の所在する地域の地域医療構想調整会議における合意を得ること
- ・急性期病床数を削減すること
- ・圏域の課題解決に資する急性期機能の集約・強化であること  
(機能集約・再編関連)

4 交付額の算定方法

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に1/2を乗じて得た額を交付額とする。なお、設備整備事業において、交付額が第5欄に定める下限額に満たない機器については、交付決定を行わないものとする。

〈別表〉

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 下限額
回復期施設整備事業	(1)新築、増改築の場合 転換する回復期病床 1床当たり 5,500.0千円 (2)改修の場合 転換する回復期病床 1床当たり 3,841千円	回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟の建設や機能訓練室の整備等、回復期病床への転換に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	—
回復期設備整備事業	1施設当たり 11,000千円	リハビリのための治療機器や訓練機器など、回復期機能を強化するために必要な医療機器等の備品購入費	1品につき 33千円
急性期施設整備事業	1平方メートル当たり 245.6千円	急性期機能の集約・強化に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	—
急性期設備整備事業	(1)医療機器 ((2)から(5)に掲げるものを除く。) 1か所当たり 256,300千円 (2)心臓病専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (3)脳卒中専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (4)小児救急専用医療機器 1か所当たり 62,856千円 (5)重症外傷専用医療機器 1か所当たり 62,856千円	手術室設備や検査室設備など、急性期機能の集約・強化に必要な医療機器等の備品購入費	1品につき 33千円

# 令和4年度有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業の事業概要

※ 当該事業概要は、令和3年9月時点での内容に基づいています。今後、国の事業の見直し等により、事業の全部または一部の廃止も含め、事業内容の見直しが行われる可能性がある点について留意してください。

## 1 補助事業の内容

- ① スプリンクラー施設の新設(※1) (パッケージ型自動消火設備を含む)
- ② 自動火災報知設備の新設(※2)

※1 設置済みのスプリンクラー等の更新は補助対象外。

※2 「消防法施行令の一部を改正する政令等の運用について(通知)」(平成26年3月28日消防予第118号)4(2)に該当する場合のみ対象。

(総務省消防庁HP [http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260328\\_yo118.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260328_yo118.pdf))

## 2 補助対象となる施設(別添Q&A集も御参照ください。)

診療所、病院、助産所のうち病床又は入所施設を有している棟で、平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令(平成26年政令第333号)等により新たに1に掲げる消防用設備等を整備する義務の生じた施設、または、設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が補助対象となる見込みです。

なお、スプリンクラーの設置に関して、補助対象には病室のみならず、医療法に基づき県知事の許可を受けた、棟内の医療施設すべて(受付、待合室、診察室・エックス線診察室等)が含まれます。

ただし、棟の一部が、医療施設以外である場合は、その部分は補助対象外です。(建物の1階と2階を医療施設とし、3階を院長の住居としている場合、補助対象となるのは1階と2階のスプリンクラー設置部分のみ)。

また、スプリンクラーヘッドがない部屋、廊下等は補助対象外です。(スプリンクラー設備等の一部として設ける補助散水栓等の散水範囲に含まれる場合は補助対象)。

## 3 補助額(予定)

- ① スプリンクラー施設(パッケージ型自動消火設備を含む)

下記の基準額と対象経費の実支出額を施設ごとに比較し、少ないほうの額を選定する。選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に下記に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

基準額	対象経費	補助率
<p>当該施設の対象面積に次に掲げる基準単価を乗じた額とし、消火ポンプユニットを整備する場合は(1)、(2)に限り1施設当たり2,019千円を加算する。</p> <p>(1) 通常型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19.9千円</p> <p>(2) 水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡当たり 基準単価 19.2千円</p> <p>(3) パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 23.2千円</p> <p>(4) 消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡当たり 基準単価 22.6千円</p>	スプリンクラー(パッケージ型自動消火設備を含む)整備のために必要な工事費又は工事請負費	2分の1

※ 補助の交付申請は施設の棟ごとになります。スプリンクラー等の設置義務も棟単位で判断されますので、運営されている施設の棟の扱いについては消防署にお尋ねください。

## ② 自動火災報知設備

自動火災報知設備を新設する場合、**1施設当たり1,050,000円**

(ただし医療施設部分の整備に係る工事費がこの額より低い場合はその額が上限)

※ 補助対象は、1②※2に該当する場合のみに限られます。

## 4 補助対象経費について

施設整備のために必要な工事費は補助対象だが、設計その他工事に伴う事務に要する費用は補助の対象外。

## 5 工期について

内示後に契約・着工し、令和4年度中に工事完了するものが補助対象となる。

## 6 交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです。

① 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速

やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- ② 補助対象の建物について、用途変更や廃止、譲渡、貸付け、抵当権設定（根抵当権も含む）等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。
- ③ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ④ 補助申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- ⑤ 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

## 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集(令和3年6月版)

区分	番号	問	回答
補助対象	1	実施要綱で、補助対象施設は「病床又は入所施設を有している棟」となっているが、診察室、事務室など患者以外が利用する居室は補助の対象となるのか。	医療法上の医療施設（診療所、病院、助産所）に該当する部分でスプリンクラー等を設置する場合は補助対象となる。
	2	実施要綱の事業内容に「スプリンクラー設備の代替設備として認められた設備」とあるが、具体的にどのようなものか。	消防法施行令第32条の規定により消防長又は消防署長が個別に認めた設備となるため、管轄の消防署へ相談すること。
	3	補助散水栓は補助対象となるか。	補助散水栓については、スプリンクラー設備の一部として設ける場合のみ、補助対象としている。  <参考> ○消防法施行令（抄）第12条 2 前項に規定するもののほか、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。 八 スプリンクラー設備には、総務省令で定めるところにより、補助散水栓を設けることができること。
	4	パッケージ型消火設備は補助対象となるか。	パッケージ型消火設備については、パッケージ型自動消火設備の一部として設ける場合のみ、補助対象としている。  <参考> ○パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示13号）（抄） 第3 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物 （略）ただし、パッケージ型自動消火設備を設置する防火対象物の部分のうち、消防法施行規則第13条第3項に掲げる部分については、パッケージ型消火設備を「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」に従い設置することができる。
	5	パッケージ型消火設備を屋内消火栓設備の代替として設置する場合は、補助対象となるか。	パッケージ型消火設備を屋内消火栓設備の代替として設置する場合は、補助対象とならない。  <参考>※第1条は対象外、第2条は対象 ○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）  （屋内消火栓設備に代えて用いることができるパッケージ型消火設備） 第1条 消防法施行令（略）第十一条第一項から第三項までの規定により設置し、及び維持しなければならない屋内消火栓設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（略）は、パッケージ型消火設備（略）とする。  （スプリンクラー設備に代えて用いることができるパッケージ型自動消火設備） 第2条 令第十二条第一項及び第二項の規定により設置し、及び維持しなければならないスプリンクラー設備に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、パッケージ型自動消火設備（略）とする。
	6	医療施設と介護保険施設の共用部分がある場合、対象面積はどのように算定すればよいか。	共用部分が医療施設としても使用することが明確である場合は、対象面積に算定できる。 ただし、当該共用部分について、他の補助金と重複して補助申請をすることはできないので留意すること。
	7	医療施設と介護保険施設が一つの棟にある場合、対象経費はどのように算定すればよいか。	事業計画書の「施設面積内訳」に医療施設と医療施設以外（介護保険施設等）に区分し、総事業費をそれぞれの面積で按分して対象経費を算定すること。
	8	スプリンクラー等の整備を、2か年で整備する場合、補助対象となるか。	複数年で整備することは可能である。 ただし、補助金の交付については、年度単位で行うものであり、翌年度の補助金交付を約束するものではないので留意すること。
	9	スプリンクラー等の整備が、年度内に終了しない場合どのようにしたらよいか。	単年度で計画していた事業について、年度途中で完了しないことが明らかとなった場合は、都道府県に速やかに報告し、指示を受けること。
	10	賃借の物件で診療所等の運営を行っている場合、補助対象施設となるか。	スプリンクラー等を補助金の交付を受ける者（開設者）の所有とすること（建物所有者の所有としないこと）を条件に補助対象施設とすることは可能である。 なお、設置したスプリンクラー等を処分制限期間内に処分する際は財産処分の手続きが必要となるため、事前に建物所有者と十分に協議すること。
	11	医療施設の新規開設を予定している場合に、事業計画書の提出時点までに開設許可を受けていなければならないか。	必ずしも開設許可を受けている必要はないが、その場合は、事業計画書の「開設許可日（開設日）」に予定日を記載すること。 なお、事業実績報告までに開設許可が受けられない場合は、補助金の返還を求める場合がある。
	12	将来的に無床診療所に転換する可能性があるが、補助金を申請することは可能か。	無床診療所等への転換の計画が具体的となっているなど、補助事業の趣旨から外れることが既に判明している場合は申請できない。
	13	平成26年10月に公布された消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）の施行（平成28年4月1日）前に改正政令に適合する性能のスプリンクラーを自主的に設置した医療施設が、老朽化等を理由として政令改正後に改正政令に適合する性能のスプリンクラーに更新した場合は補助対象となるか。	政令改正により新たに設置義務が生じた医療施設であるため、補助対象となる。

## 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業のQ&A集(令和3年6月版)

区分	番号	問	回答
	14	①通常型スプリンクラーとは何か。 ②水道連結型スプリンクラーとは何か。 ③パッケージ型自動消火設備とは何か。 ④消防法施行令第32条適用設備とは何か。	①消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条に規定するスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備を除く）をいう。 ②消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第2項第3号の2に規定する特定施設水道連結型スプリンクラー設備をいう。 ③必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）第2条に規定するパッケージ型自動消火設備をいう。 ④消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備をいう。
	15	A棟とB棟に通常型スプリンクラーを設置し、さらに、それぞれに消火ポンプユニットを設置した場合の加算額はどうか。	A棟とB棟が別棟であれば、それぞれ基準額を計上する。
事業計画書の記載方法	16	スプリンクラーヘッドと補助散水栓の散水範囲が重複する部分の面積はどのように扱えばよいか。	重複する部分の面積は、「スプリンクラー設備等を設置する居室等の面積」に記載する。
	17	事業計画書の「スプリンクラーヘッドがない、又は配管のみを設ける廊下等」には、どのような部分が含まれるのか。	廊下、階段、浴室、洗面室、便所、手術室、人工透析室、物入れ、PS（パイプシャフト）、ELS（エレベーターシャフト）等が含まれる。
	18	同じ医療施設の複数棟を整備する場合は、事業計画書は棟ごとに作成するのか。	同じ医療施設の場合は、事業計画書の「2. 整備事業の概要」に棟ごとに分けて記載するとともに、棟ごとの施設面積の内訳を「施設面積内訳」シートにそれぞれ記載する。
	19	「開設届出等と一致していること」とは、具体的に何と一致していればよいか。	開設許可申請書や開設許可事項一部変更許可申請書等の面積が記載されている書類（いずれも直近のもの）に記載の面積と一致していること。
	20	開設許可申請書で、事務室や廊下等の面積を記載していない場合、建物平面図等で確認できる床面積の合計が一致していればよいか。	そのような確認方法も、やむを得ないものと認めるが、医療施設が否かを確認するため、開設許可申請書に記載のある居室等の面積は確認すること。
	21	面積は、壁芯又は内法のどちらで算出するのか。	面積の算出は、原則として、壁芯で行うこと。ただし、壁芯での算出が困難な場合は内法によること。
	22	「施設面積内訳」シートにおいて、面積を室ごとに記載するよう例示しているが、用途ごとにまとめて記載することはできないか。	用途（病室、廊下、階段等）ごとにまとめて記載することは差し支えない。ただし、その場合であっても、対象面積は「スプリンクラー設備等を設置する居室等の面積」と「補助散水栓等の散水範囲」とに区分すること。
	23	医療施設の一部を介護医療院に転換する時期と、スプリンクラー等の整備の時期が同時である場合、補助申請はどうか。	医療施設と介護医療院の部分（面積）を明確に区分し、介護医療院の部分は対象外面積として申請すること。
	24	スプリンクラー等を複数年で整備する場合の対象経費の算出はどのように行えばよいか。	スプリンクラー等の事業計画書は複数年度分を記載するとともに、医療施設等施設整備費補助金（有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業を除く）事業計画書の様式2「施設整備事業費内訳書」に準じた様式を作成し、年度ごとの工事の進捗率に応じて、対象経費を按分して記載する。ただし、補助金の交付については、年度単位で行うものであり、翌年度の補助金交付を約束するものではないので留意すること。
	25	消火ポンプユニットを各病棟から独立して1機設置（3病棟を1機でカバー）する場合、その加算を算定するにあたり、どのように取扱えばよいか。加算を取る病棟によって国庫補助所要額が異なるが、病棟の選択はどのように行えばよいか。	消火ポンプユニット1機で3棟分カバーする場合、どこかの棟1つで加算するという事になる。加算をとる棟は特にこちらから指定をしていないので事業者者に任せるという事になっている。
財産処分	26	スプリンクラー等の処分制限期間は何年か。	「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分制限期間」（厚生労働省告示）に基づき、8年となる。
	27	スプリンクラー等の設置後に補助対象施設以外に転用した場合（例：無床診療所への転用、施設の一部を介護医療院に転用等）の取り扱いはどのようにするのか。	補助金の交付を受けた後に転用、譲渡（開設者の変更を含む）、交換、貸付、担保提供（スプリンクラー等を設置する建物に抵当権（根抵当権も含む）が設定される場合）、取壊し等をしようとする場合については、事前に財産処分の手続きが必要である（補助金の返還が生じる場合がある）。
	28	交付申請書及び実績報告書の抵当権（根抵当権も含む）設定の記入欄は、どの時点での「有」「無」を記載するのか。※補助金の交付を受ける前か後か。	補助金の交付を受ける前（事業計画書提出前）からスプリンクラー等を設置しようとする建物に抵当権を設定している場合であっても抵当権設定「有」と記載する。

# 令和4年度医療施設ブロック塀改修等施設整備事業の事業概要

※ 当該事業概要は、令和3年9月時点での内容に基づいています。今後、国の事業の見直し等により、事業の全部または一部の廃止も含め、事業内容の見直しが行われる可能性がある点について留意してください。

## 1 補助事業の内容

この事業は、病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。

## 2 補助対象

病院の開設者が行う事業

## 3 補助額（予定）

下記の基準額と対象経費の実支出額を施設ごとに比較し、少ないほうの額を選定する。選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に下記に掲げる補助率を乗じて得た額と、県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。但し、千円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。

基準額	対象経費	補助率
対象の長さ1m当たり 基準単価 80千円 (ただし30mを上限とする)	ブロック塀改修等に必要 な工事費又は工事請負費	3分の1

## 4 補助対象経費について

ブロック塀の改修等に必要工事費又は工事請負費は補助対象だが、次に掲げる費用については、補助の対象外。

- ①土地の取得又は整地に要する費用
- ②門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- ③設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ④その他の整備費として適当と認められない費用

## 5 工期について

内示後に契約・着工し、令和4年度中に工事完了するものが補助対象となる。

## 6 交付の条件

補助金の交付決定の際に、以下の条件が付される見込みです。

- ① 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- ② 補助対象の建物について、用途変更や廃止、譲渡、貸付け、抵当権設定（根抵当権も含む）等を行う場合は知事の承認を要するとともに、補助金の返還が必要となる場合がある。
- ③ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整理し、事業の完了年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ④ 補助申請予定額が1億円以上の施設整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならない。
- ⑤ 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。